

第12回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会		
開催日時	令和7年7月10日(木) 午後1時30分	
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也	
証人	地域振興課 地域振興係長 棚町 寿	
事務局職員	議会事務局長 山田 恭恵 稻員 美佳	

(午後1時30分開会)

○古賀世章委員長 それでは、皆様、こんにちは。時間になりましたので、ただいまから、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開会いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

まず、証人喚問前の進め方について申し上げます。

本日は、各委員から尋問を行う形で進めてまいります。

それでは、証人入室のため、暫時休憩をいたします。お願ひします。

(午後1時 分休憩)

(証人入室)

(午後1時 分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

棚町証人におかれましては、本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願ひをいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これによりまして、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受けまたは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護人、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申出をお願いをいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならぬこととなっております。

この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣

誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることがあります。

一応以上のことを行なっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いをいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読願います。

○棚町寿地域振興係長 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和7年7月10日、棚町寿。

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書に署名・押印をお願いいたします。

(証人 宣誓書に署名押印)

○古賀世章委員長 それでは皆さん、お座りください。

これから証言を求めることがあります、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際にはその都度委員長の許可を得てなされるようお願いを申し上げます。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただけて結構でございます。

これより棚町証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねし、次に各委員から御発言を願うことといたします。

では、最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは地域振興課地域振興係長の棚町寿さんでしょうか。はい、証人。

○棚町寿地域振興係長 はい、間違ひありません。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に記入していただいた確認事項、この記入表のとおりで間違ひございませんでしょうか。はい、棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 はい、間違ひありません。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。それでは、あらかじめ委員会で決定した尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければいけないと考えております。棚町証人は、事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えしていただければ結構でございます。

それでは、尋問を行いたいというふうに思います。

最初に、私から行いたいと思いますが、大刀洗マルシェかてての事業は、高齢者や子育て世代の社会参画など目的はすばらしく、生産者の皆様もやりがいを持って参加していただいておりまして、販売スタッフの方も一生懸命頑張って活動されております。その部分に関しましては、我々百条委員会も十分よく分かっております。

しかしながら、この運営や経理には非常に問題があり、議員や監査委員の再三の御指摘に対しても是正されてこなかった経緯があるため、こうして質問をさせていただいているところでございます。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは私のほうから、まず事実確認のほうをさせていただきます。

証人は、大刀洗町処務規程第3条それから大刀洗町職員の職の設置に関する規則第3条に基づき、令和6年4月より、村田まみ地域振興課長の命令や指示を受けて、地域振興係の事務を処理をしてきたということで間違いございませんか。

○古賀世章委員長 はい、証人。

○棚町寿地域振興係長 令和6年の7月ということでよろしいでしょうか。

○白根美穂副委員長 はい。

○棚町寿地域振興係長 7月1日からしております。

○白根美穂副委員長 ありがとうございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 大刀洗町直営の移動販売事業、大刀洗マルシェかてての事務は、証人の係が担当しているということで間違いありませんか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 令和6年7月以降、私のほうで係長として担当しております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 通常、地方公共団体の予算は、地方自治法第210条総計予算主義の原則に基づき予算の全貌を明らかにするために、1、会計年度の収入・支出の全てを相殺せずに予算に計上しなければなりません。

第210条ですね、一般会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとございます。その原則は御存じでしたでしょうか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 細かいところまではあれですけども、概要については存じております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 大刀洗マルシェかてては、収入の全額は町に入金せず、プールして会計年度

をまたいで保有してきました。町の一機関でありながら、独立した団体として活動し、町の一般会計とは別会計で行うこの会計処理は、総計予算主義の原則に違反した違法という認識はあったでしょうか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 私自身が違法という認識の下でやってきたということはございません。これが違法になるというところを断定してやっているわけではなかったので、違法ということではないのかなと思って、通常どおり引継ぎをして業務を行ってきたということでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、そのかてての会計処理で、違法ではないかなと思うところはございましたか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 私の認識としては、違法だなと思ってやったことはちょっとないです。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 2月17日の証人尋問におきまして、さくら市場大刀洗マルシェかてての売上げの全てを地域振興課の職員名義の通帳で管理し、村田まみ地域振興課長は監査を受けることはなかったと証言しました。

通常、地方公共団体の会計事務が監査を受けないということはあり得ないと思いますが、証人が係に移動してきた令和6年7月以降も会計事務をはじめとする監査を受けていないという認識でよろしいですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 私が就任してからも、監査を受けたことはないです。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 では、これまでの証人尋問の証言から、会計処理において、通常、他の課では領収書を保管しますが、この移動販売事業では、領収書を保管していないこと、収支報告書を作成していないこと、入金・出金の際に決裁を受けていないことなどが証言されました。

さらに、我々百条委員会が帳簿の提出を求めたところ、何十枚にもわたる収入・支出伝票が提出されましたが、百条調査が始まってから、全て遡って作成したと証言されました。通常あるはずのこの大量の伝票は、遡って作成したのは事実でしょうか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 令和6年度、私の着任して以降で決裁を受けてというところが、百条委員会が立ち上がってからの前はほぼなかった状態というところで、紙ですね、というのはなかったというのは事実でございましたので、百条の皆さんに見ていただく資料として、書類がちょつ

と整理が不十分な部分がたくさんあったので、それを整理させていただいて提出をしたというふうな流れでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それは証人の自己判断によるものですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 自己判断ではなく、提出をするに当たっては、決裁を受けて提出を最終的にはしていきますので、どのような書類を提出するのかというのを協議させていただいて提出したというふうな流れになりますので、上司への、自己判断ではなく、上司へ相談してからということになります。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その上司は村田まみさんでよろしいですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 はい、課長は村田まみですので、上司の村田まみに相談をしたということになります。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 次に、大刀洗マルシェかてては、さくら市場の設立当初より出品者から手数料を徴収しています。地方自治法第228条に、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については条例でこれを定めなければならないとありますが、手数料を条例で定めてはおりません。大刀洗マルシェかててが徴収する手数料は、地方自治法第288条に該当せず、根拠条例は必要ないという認識でいらっしゃいますか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 条例がないというのは、まず、手数料として条例がないというのは事実としてございます。うちが引継ぎでそこからやらせてもらっていたのは、もともとの出品者様、任意の出品者さんとの契約といいますか、やり取りをさせていただいているものの中で、その手数料をこれだけ取りますよというふうなもので、ルールでやらせてもらっていたので、それに基づいてやったというところでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そのような形で行われますと、直営ではなく任意団体のような形に見えるのですが、任意団体として動いていたということですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 任意団体なのか直営なのかというのが、私自身、どちらというのが正確にはちょっとお伝えすることはできないんですが、実態としては、町のスタッフですね、町の一般

会計で雇用させていただいているスタッフさんがスタッフとして張りついて、一般の皆様、任意で手を挙げていただいた出品者の皆さんと一緒に運営していたというところが実態でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その手数料は、条例がないにもかかわらず、手数料として徴収していたわけですけども、証人はそれをおかしいとは思いませんでしたか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 はい。当時、引継ぎをさせていただいて、そこから、これまでやってきているところもございましたので、特に、かなりおかしいんじゃないかというところまでは、ちょっと私としては行き着かなかったというところでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 出品者から取られている手数料は、条例や規則がございません。物品や事業内容によって額が変わることもあり、一貫性がなく、どのように定められたかが不明確な状態で販売を継続されているということでこちらは理解しているんですけども、そういうことでよろしいですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 私が、まず令和6年の7月に着任してからは、その手数料が大きく変更するということは特になかったんですけれども、変更するときは出品者と協議させてもらって、その金額とかの部分は周知をさせてもらっているという経緯があるのではないかというふうに考えております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 ベビーギフト事業が昨年始まったとは思うんですけども、3,000円から500円、手数料として引かれてありますね。その引いた500円の内訳はどのようになっていますか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 ベビーギフトの500円につきましても、実際、同じ出品者の中で手数料として取らせていただくということで、まず金額を設定したというのは、私、着任前に設定されている金額でございましたので、なぜ、この金額なのかというのは、そういうときに担当に確認をしたところでございます。

内訳につきましては、当初、なぜ、その金額を決めたときに、その金額に行き着いたかというところでいきますと、郵送料が発生したりとか、ラッピングの費用が発生したりとか、そもそもの事務費ということでということで聞いておりますけれども、今現在のベビーギフトのところでいくと、お金が入金されておりますけれども、その分を町の一般会計のほうにまた入れるというふうな形になっているのが年度末の締めの状態なのかなというふうに認識しております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 大刀洗マルシェかててが作成した適格請求書というものがございます。こちらを見ますと、消費税10%取られているようです。納税処理はされていないと思いますね。これは、脱税状態で消費税を取り続けているということになるかとは思うんですが、どうでしょうか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 運営自体を町のほうでスタッフとか雇つてしていく、やっているところがあつて、納税をしないといけないというところが町のほう、ないのかなというふうにちょっと考えていたところではございますけど、これは、私の今、聞かれたことに対する回答で、これが正解かどうかというところは、すみません、今ここではつきり明言はできませんけれども、そういう認識で確定申告をこれまでもしてきていたのではないかとか、そういうふうに思っております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、もう一度確認しますけども、しなくていいという認識で、町の直営だからしなくていいという認識で、そこはおかしいとは思わなかつたということでおろしいですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 はい。実態としては、していないところもございますので、しなくていいというふうに判断したのかなと思っています。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○白根美穂副委員長 はい。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 通常、役場内の各課が保管している釣銭は、手続を経て会計課から預かって、年度末に会計課へ返還処理がされる、全て町の小口現金リストに計上されることになっています。通常、釣銭の手續はされていないようなんですね。通常の手續をされていない。地域振興係が保管する釣銭はどこから出たものなのでしょうか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 すいません。その年度のまたぎのところでいきますと、令和6年度についての釣銭のまたぎ方というのは、ちょっと私の方では把握が十分にできていないところでございまして、7月から来ておりますので。

ただ、金額の部分とか全て見ていくと、令和5年度の収益上がった、収益というか、なんかちょっと上がった部分のお金を10万円ほど次年度に繰り越して令和6年度に持っていたというふうな処理をしていたというのが実態としてございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 村田まみさんの証言によると、釣銭等が要るので残していたということになっているんですね。それは、勝手に課が釣銭として、それを保管していたということになるんですけど、間違いありませんか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 恐らく、歳計外とかで処理されているものではないんじゃないかなというふうに思っておりますので、昔から繰り越してきた、通帳の中の繰り越してきた額の中でやつてあつたのかなというふうに思っております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 前回担当されてあった会計年度職員のCさんのほうから、当初4万円を頂いて、それを釣銭として運営を始めたということだったんですね。ですが、通帳を見てみると、その4万円だけ残して全部町へ雑入として入れるという処理は全く行われていないんですよ。また、その4万円も町へ返したという履歴もないんですね。

年々で残っている残が違うんですよ。それはどのような考え方で残してあったのか。釣銭は、普通、小口現金でされるときは幾らって決まったのをもらって、それを入れて、また返すという処理がどこの課でもされているとは思うんですが、それが全くされていない。そこに関しても、証人は、この会計処理はおかしいとは思わなかつたということでおろしいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 その前からの流れというのが、すいません、正直、なぜ、その金額設定をされたのかとか、そういった細かいところまで、ちょっと私のほうでは分からぬといふのが現実でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうしますと、釣銭という科目でそちらを管理されていなかつたということでおろしいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 そうですね、ちょっと釣銭という科目は、私のほうでちょっと認識ができていなかつたと思いますけど、繰越しの部分と金庫の中の釣銭、何ですか、出品するときに釣銭を持っていくというのは知っておりますし、それはあるといふのは確認しておりますけれどもですね。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうしますと、釣銭が今、幾らあってとかいう管理はしていなかつたということでおろしいですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 釣銭については、金庫の中で管理はしておりますという状況でございました。

繰越しのときのとか、ちょっとそのあたりはあまり詳しくは、すいません、分からぬ状態です。

○古賀世章委員長 ちょっと確認したいんですが、今、分かりませんというふうなお話ですけど、どなたなら分かるのかといったようなことは、いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 いつの年度の状態なのかというのもちょっと分かりませんけれど、令和5年度から令和6年度に対して繰り越したときの処理とかのお話であれば、その当時の村田課長であったり、その担当のB氏とか。

係長とかが分かるのではないかなどというふうには思うんですけども、金額の設定の仕方とかですね。

○古賀世章委員長 どうぞ、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 証人が担当になってから、釣銭が幾らとかいう、そういう管理は幾らって決めてしているとかではないってことですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 マルシェに行っていただいて、その中で釣銭を管理しているという者はございますけれども、金額が幾ら入っているかの細かいところまでをマルシェ行つたびに管理しているというところまでは、ちょっと私のほうではしていなかつたというのが事実でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その管理をしているのは誰になりますか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 会計年度の職員さんにまず、そういったところのスタッフとして張りついでてしていただいているというのもございますし、あと、それを担当の、また、私、係長でさせていただいているけど、このマルシェの担当のB氏のほうとやり取りしながら管理していただいているというような状況でございます。その金額の中の変動する釣銭のですね、金額が今、幾ら幾らというのを毎回把握していたかというと、私はちょっと、毎回は把握できなかつたというところが事実でございます。

○白根美穂副委員長 分かりました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。ちょっと、すいません。

ここで、ちょっと暫時休憩をさせていただきます。しばらくお待ちください。

(午前1時59分休憩)

(午前 時 分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開をいたします。

白根副委員長。

○白根美穂副委員長 すみません、もう一度、会計の件でお伺いさせていただきます。

先ほど、金庫に釣銭が幾らあったか確認していないということでしたが、なぜ確認をされていなかったのでしょうか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 その都度、出品者が、出店に行く回数とかも結構多くて、戻ってきましたということで、その都度、確認とかはさせてもらっていないというのがあります、それは、私が確認していなかったのがいけなかったのかなと今、言われておりますので、そういう理由で、常に確認ができるていなかったというのは事実でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、反省の意のような答弁でございましたけど、その金銭管理は証人の仕事であるということでおろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 はい。担当の係長としておりますので、お金の管理とか、そういったところは私の仕事の一つであるというふうに考えております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 毎日、管理がなされなかつたとしても、毎週とか、毎月とかということで、きっちと管理はされてあつたんでしょうか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 はい。釣銭の話とかになっていきますと、毎週、毎月とかそういう単位で、私がずっと見ていたかというと、そこはちょっと怠っておりましたので、すみません、はい。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうしますと、売上げ等の管理等もございますが、その管理はどのようにされてありましたか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 売上げの管理につきましては、その都度、これがこれだけ売り上りましたということで、データとそれが印刷された形でありましたので、それで確認をさせていただいたというところでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そのデータを基にお金のすり合わせというか、確認はしていなかったという

ことでよろしいですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 生のお金とのその一個一個の確認というところまではやっていなかったというところでございます。

○白根美穂副委員長 はい、分かりました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほか、どなたか、御質問。平山委員。

○平山賢治委員 ありがとうございました。証人は、長く公務員としてお働きになっているし、法律に基づく業務なども以前行っていた、大変経験豊かな方だと思います。

そういう、その前提でお尋ねしますが、先ほどの証言では、この事業は直営か任意団体か、ちょっと答えられないという証言があったようにお聞きしました。にもかかわらず、違法とは認識していないと。いわゆる、立てつけを答えられないのに違法とは思わないというのは矛盾があると思うんですが、改めてこの制度というのはどのような立てつけで行われていたとお考えでしょうか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 この制度は、まず、やはり、ちょっと繰り返しのあれになるんですけども、町が一般会計の中でスタッフを雇用させていただいて、その方たちと任意で手を挙げていただいた方たちの出品者さんと一緒にになって、この事業を動かしてきていたというところが、この制度の立てつけになったのかなというふうに考えております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 となると、会計処理上、直営ということになると思うんです。任意で必要な制度設計は何も行われていないと。となると、御証人が今まで長年にわたって従事してきた法律に基づく事務からすれば、このように条例もないのに手数料を取るとか、別通帳をつくってプールするとか、そこから任意に物品を購入するというのは、公務員の、先ほど申し上げました、そういう総計予算主義からもう完全に逸脱した運営としか、我々には思えないんですが、改めて、その辺の認識はいかがですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 お金の、実際何を買うというところは、そのときに教えていただいてというところはあったんですけども、実際に、一般会計のように厳密に手順を踏んでというところまでの十分には至っていないかったのかなというところはございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 私どもとしましても、もう一つは、今年度、協議会方式にしましたという御説明がありました。ということは、町長等の答弁の中でも不適切な運営があったということがお認め

になっていらっしゃるわけですね、総枠としてね。

ということは、今年度の組織変更によって何らか、6年度までの不適切な部分を改善したというふうに、私ども受け止めるんです。その、先ほどは違法という認識がなかったとおっしゃるけれども、その改善した部分、改善前の部分ですね、そこについての問題意識というのはどうでしょうか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 私も着任以降、着任する前から、監査とかそういったものはしっかりと受けるべきではないかというところは、今、指摘されているというところの認識は引継ぎのときに聞いておりましたので、令和7年度になって、新しい協議会という形を取って、しっかりと監査をつけて、監査させていただくというふうな体制を整えたというところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ちなみに、ちょっと御参考までにお伺いしたいのは、7年度の組織、その協議会なる組織というのは直営だと思っていますか、任意団体だという認識でありますか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 7年度に立ち上げたこの協議会については、協議会で任意団体でやっていくものかなというふうにちょっと考えているところでございます。

○平山賢治委員 そうであれば、当然、直営でないとなれば、新しい立てつけ、必要になりますよね、人件費とか、物件費とか、委託とか、補助金って。御承知だと思うんですけど。そういう制度、立てつけ設計になっていますでしょうか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 任意団体をつくるときに、他の団体とかもいろいろ見たんですけども、うちの任意団体を実際に事務局として動かすのは、設置要領の中で地域振興課ということで定めておりますので、地域振興課の職員が事務に当たるというところで、任意団体として動かしていただこうというふうに令和7年度からさせていただいたというところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 じゃ、7年度はまたちょっと、今回は主眼と違いますので、ちょっと置いておきます。質問を変えます。

先ほどの質問にもありました、我々、かてての資料を拝見させていただきました。それで6年度、直近の令和6年分のちょっと伝票を見ていただきたいんですが、先ほどからも質問がありましたように、6年中の資料に関しましては、収入伝票と支出伝票が通し番号を打ってございます。ナンバー1から230まであると思います。6年分がございますね。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○平山賢治委員 それ、見覚えはございますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。

○棚町寿地域振興係長 あります。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 はい、あります。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それに押印した記憶も全部ございますか、230枚ぐらいあると思います。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 自分が押印しているところは、押印したというところの記憶がございます。

○平山賢治委員 これが全ての伝票について、村田課長、棚町係長、B職員の印鑑が押してあります。全ての伝票について、起案年月日、決裁年月日の日付が一切記入がありません。これはなぜでしょうか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 先ほど、ちょっと御説明させていただいたんですけど、まず、すみません、一点だけ、全ての書類というふうにおっしゃっておりますけれども、最初、私が担当しているところ以外のところは、私は印鑑をついてはいないというのが今ここでもありますので、そこだけちょっと御訂正いただいた上で、つくっているのが百条委員会のほうから提出を求められておりまして、その中で、出す中で、非常に整理されている、十分に整理されているとは言えない状態のものでございました。なので、それをしっかりと整理して、ちゃんと確認をさせてもらって、金額ちゃんと整合性も取れているというところで整理させてもらって提出をしたというところがございますので、そのまま出させていただいたというところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 もう一回確認したいんですけど、先日のB証人の証言、それから、先ほどの棚町証人の証言によれば、この百条委員会が関係書類の提出を求めたので、その後に、それらの収入・支出伝票を後から作成したというのは間違いございませんか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 すみません、ちょっと説明があれなんですけども、足りなかったと思うんですけど、伝票自体は既にあっておりまして、それを整理させてもらって提出したという形になりますので、その伝票全部一つ一つをそこから私がつくったかというと、それは事実とはちょっと異なるところでございます。決済を取る、この確認を取ってこの体裁を整えるような、こういったところを整えさせていただいた、確認をした上で提出をさせていただいたというふうな形でございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 日付のない伝票がもともとあって、例えば300、通し番号で300枚ぐらいありますよね、収入と支出伝票。それ、もう少し詳しく教えていただいていいですか。1から300までのちよつと流れというか、初期がこうだったとか、もともとあったとかですね。B証人は、後からちよつとつくりましたという御趣旨の証言がありましたので。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 まず、この伝票の紙ですね。この伝票自体は後からつくらせていただいたという事実がまずございまして、こういった中身のですね、じゃ、何でこういうふうな支出になっているのかというところのは、ファイルで保存されていた状態というのがありましたので、これじやちょっと、多分、見ていただくにしても分かりづらいだろうということで、整理した上でちょっと出させていただいたというところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 確認しますと、収入伝票、支出伝票、1から300まで、令和6年度がございます。その1から300までは後から全て、百条から資料の提出を求められて、全て後から作成して、印鑑を3人が押したと、日付はないなど、それです。

○棚町寿地域振興係長 これですね。

○平山賢治委員 はい。

○棚町寿地域振興係長 これについては、作成させていただいて。

○平山賢治委員 そのとおりですよね。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 もう一度尋ねますけど、それは誰の指示によるものでしょうか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 先ほどもちよつとありましたけれども、私と課の中で話をしましたので、上司に相談させていただいたというところでございます。地域振興課長の村田に相談して一緒にしました。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 百条が要求した当時、存在しなかった文書を百条委員会の提出を受けた後に作成するということは問題だとは思いませんでしたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 すいません。その当時は、整理して見やすくしたほうがいいのかなと思って作業をさせていただいたおりましたので、そういう認識は、すいません、当時ございませんでした。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 恐らく、課内担当者が全員そういう認識がなかったということだと思うんですね。我々は、存在する資料を提出してくれとお願いしているだけで、ない書類を捏造しろと言っているわけではないんですよ。これは文書の捏造、すなわち犯罪に該当するとは思いませんでしたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 はい。捏造に該当するというような形で、その当時、私が認識の下でやったというところではございませんでした。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 日付がないのはなぜですか。説明資料であれば、日付までついておかないといけないと思うんですが。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 そこも特に、何ですか、日付が何でかというところは、ちょっと、あまり意識していなかつたところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 これら収入・支出伝票は、少なくとも6年度、300枚、そこに付されています。これら一連の書類を作成するに当たり、相当の時間がかかったのではないかと思慮するんですが、どれくらいの時間がかかったか、おおよそでお答えいただけますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 ちょっと、あまり、すいません、時間、何時間だろうな。

○平山賢治委員 おおよそで結構です。

○古賀世章委員長 おおよそで結構です。

○棚町寿地域振興係長 6時間以上かかっているとは思いますけれども、はい。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それは、公務時間中に行われたということですね。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 はい。公務時間と、ほかの残務と一緒にやっていたので、そういう中でやっていたと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 賃金が発生する公務時間中に長時間かけてこのような捏造に従事なさるということは正当な職務とは言えず、賃金の返還等も必要と考えますが、御証人のお考えはどうですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長　当時は、やはり見やすくなつたほうがいいのかなという思いでさせてもらつておりましたので、捏造しようと思ってうちがやつていたという認識はございませんでした。

○平山賢治委員　以上です。

○古賀世章委員長　よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長　その提出を控えたというファイルですね、ファイル。それではなくいろいろ見にくかつたというファイルはすぐ提出することは可能ですか。今、持ってきていただくことは可能ですか。

○古賀世章委員長　棚町証人。

○棚町寿地域振興係長　そのファイルに入っていたものをこの形に整理をさせてもらったというような形でございます。

○白根美穂副委員長　だから、元の、最初、こちらが提出依頼をした、書類を出してくれって言って、それを持ってきてもらえばよかったですよね。しかしながら、それじゃないものを持ってこられている。なので、その元の書類は出していただけませんか。

○古賀世章委員長　いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長　元の書類を、令和6年度については、これで整理させていただいておりまして、既にほかの書類についても提出を一通りさせていただいているというふうな状況でございます。

○古賀世章委員長　そうしますと、その元の書類というのは、今あるんですか。

○棚町寿地域振興係長　いや、まず、令和6年度のこのものにつきましては、ここにありますよ。なので、ほかにはないです。

○古賀世章委員長　ああ、そういうこと。分かりました。

　もう一回、確認する、どうされますか。

○白根美穂副委員長　いいです。

○古賀世章委員長　よろしいですか。

○白根美穂副委員長　はい。

○古賀世章委員長　そのほか、どなたか御質問等があればお願いをいたします。消費税。

　それでは、白根副委員長、お願いします。

○白根美穂副委員長　振興課が大刀洗マルシェかてての出品者の方にベビーギフトの件で回覧したものが、回覧というか、募集要項を出したものがございますので、それをお配りしてもらつていですか。そちらを見てもらいたいんですけども、この予算のところに2,500円程度のものというものがございます。2,500円程度。そうしますと、住民課のほうには3,000円で請求しております、出品者のほうには2,500円、もともと500円のものを引いた状態で出品者のほうには2,500

円程度でつくってくれということになっているんですけど、これはどういう意味になるんでしょうか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 こちらが、まず2,500、この書類は提出と一緒にさせてもらっているので確認はしているんですけども、先ほどもありました2,500円に対して500円は何なのかというところでいきますと、そういったラッピングとか郵送料がかかるだろうと、当時考えていたところで、500円を取るという流れで、この2,500円は出品者にお話をさせてもらったというふうに、私は担当に確認させてもらっておりまして、書類がこれ、5月の22日あたりなので、5月ぐらいに多分、令和6年の出した文書であろうと思われるんですけども、そういうところで周知をしたというふうに報告、確認はしております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 適格請求書というのもお手元にございますか。

○棚町寿地域振興係長 あります。

○白根美穂副委員長 これには、消費税、適用税率10%で、税込みで3,000円になっているんですけど、ちょっとここを説明してもらっていいですか、この税のところを。

○古賀世章委員長 よろしいですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 こちら請求をするときに、まず適格税法のこの登録番号のところにつきましては、大刀洗町の登録番号を記載させていただいておりまして、そのうち消費税が幾らなのか、10%の部分がこの金額ですよというところを示したような請求書ということになっております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうしますと、地域振興課が消費税分は預かり税として持っているということでおよろしいですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 すいません。こちらが大刀洗町のインボイスで登録させていただいておりまして、そのような形でこの請求をかけているという事実はありますので、これが、ここで消費税が中に入っているかと言われれば、ここに記載のとおりである状態にはなっております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 最初の質問時に、任意団体か直営団体か分かりかねるみたいな証言があったかと思いますが、町のインボイス使っているとすると、完全なる直営だとは思いますが、矛盾していませんか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長　はい。私の回答としましては、ここにあるように、インボイスも使っていまますし、実際、町がスタッフを雇ってやっているという事実もありますし、ただ、お金の管理の部分については、任意団体のような形で、一般会計と離れた状態で管理をしているというまた実態があって、それをトータル的にどちらで表現していいのかというのは、ちょっと私じゃ分かりかねるというところを御説明させていただいたというところでございます。

　ただ、この事実は、この白根委員さんがおっしゃるとおりの状況でございます。

○古賀世章委員長　白根副委員長。

○白根美穂副委員長　別会計ということになりますと、特別会計とかそういうものではない。

○古賀世章委員長　棚町証人。

○棚町寿地域振興係長　お金の管理を通帳でさせていただく、一般会計とは違う部分でさせていただいたという意味で、ちょっとすいません、別会計というふうな表現を使わせていただきました。

○古賀世章委員長　白根副委員長。

○白根美穂副委員長　地方公務員法がございますけども、地方公務員が個人の名義で通帳で業務を行うことは原則として禁止されております。それは御存じでしたか。

○古賀世章委員長　棚町証人。

○棚町寿地域振興係長　すみません、今の時点で言われて、存じ上げておりませんでした。

○古賀世章委員長　白根副委員長。

○白根美穂副委員長　お金の管理をされる場合、まず原則としてということなので通帳をつくってもいい場合がございますが、その場合でも入出金の管理はきちんとすべきということで書かれています。そういうことが今までの御証言だとされて、それもされていなかったということになりますが、それで間違いございませんか。

○古賀世章委員長　棚町証人。

○棚町寿地域振興係長　入出金については資料整理させていただいておりまして、確認をさせてはいただいているけれども、その都度その都度、細かいところまでしていたかというと確認していなかったというところが事実でございます。

○古賀世章委員長　白根副委員長。

○白根美穂副委員長　一言付け加えさせていただきます。適切に管理するということが前提で通帳をつくって管理してもいいよということになっておりますが、この適切に管理するというのは、目的や状況に合わせて、正確に安全に効率的に責任を持って管理することということで明記されています。しかしながら、証人は、今までの証言のとあれしますと、まとめますと、そこを責任を持ってしていなかったということになりますが、もう一度確認します。それでよろしいのでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 全ての細部について適切にやっていたか、全てを見れていたか、そこについては見れていましたというふうには、先ほどからの証言からいくと、やはり言えないと思います。

ただ、こちらの令和6年度の着任後の確認させていただいたものにつきましては、確認させていただいた上で、これで間違いないというふうに、私は認識しておりますので、それで処理させていただいております。

○古賀世章委員長 いいですか。どなたか。平山委員。

○平山賢治委員 すいません、何点かちょっと確認させてください。

証人が昨年の7月に着任して、もう大体1年になろうかと思います。当時着任した時点でも、この事業に関する帳簿ですね、入出金の詳細が分かる帳簿及びその根拠となる領収書が適切に管理され、存在していない、もしくは、領収書を廃棄していたという事実、証言があるんですけれども、証人の着任後でもその状態が続いていることによろしいですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 着任後、まず、私はすぐに、枝豆収穫祭がちょっと7月末に控えておりましたので、そちらのほうで動いておりましたので、すぐに、着任後に全てを整理したかというとそうではないんですけども、確認をさせていただいた令和6年度内のものにつきましては、領収書は取っておるというところで認識はしております。過年度分について一部、なんか、ないとかそういうといったところのお話は過去にも聞いていますか、その証人の中ありましたので、そういうふうに思っておりますけれども。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 長年、公務員をお務めになった証人として、今、運営の方式にかかわらず、事業に関して、当然それが証明できる入出金の明細や領収書の保管というものは、当然どのような運営方式であろうとも、当然行われるべきものだと思いますが、それがないということは御認識なさっておかしいと思いませんでしたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 領収書がない状態で出すというところはおかしいと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それは、直ちに、恐らく違法ということに、どういう立てつけにしろ、どういう制度設計にしろ、そういう客観的な証拠が保存できていないということはもう、直當にしろ、任意団体にしろ、違法が発生するというふうな御認識は改めてございましたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 事務をやっていて、すいません、私が令和6年度内で着任後に確認させていただいたものの中で違法が発生しているかというところでいくと、違法は発生していないといふうに確認を取らせてもらっておりますけれども、それよりも前のいろんな領収書がないとか、そういったのが御指摘としてあるのであれば、領収書は本来あるべきかなというふうに考えております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 どう考えても、これ、直営の立てつけなんで、通帳がある時点でもう駄目だというのが、やっぱり普通の、先ほども申し上げた予算総計主義の原則であるので、そこが違法という認識がないというのであれば、ちょっと職務を執行するに当たっていかがなものかという考えはあります。

それと、先ほど、だから直営か任意団体かって話しているんですけど、直営の立てつけにしろ、任意団体の立てつけにしろ、かててがやっていらっしゃることは話にならないんですよ。どっちにしたって、もう、例えば、手数料は、例えば直営団体なら条例をつくる、任意団体なら総会等で決定する、例えば歳入に関することであれば、直営であれば毎月入金する、任意団体なら寄附金で年に1回入金する、従事者は、直営なら一般会計、そして、任意団体は補助金や利潤から出す、どちらでもないんですよね、かてての運営って。

証人もおっしゃるように、あるときは直営と言ったり、あるときは任意団体と言ったり、全然一貫性がない。そこら辺が、我々が非常に問題としているところであって、改めてちょっと問い合わせたいんですけど、ここを整理するためには、協議会という、ああいう先日御説明いただいたものでは到底正常化できないところが、逆に、問題がより深刻化するように思うんですけど、御証人のお考えを、直営にしろ、任意団体にしろ、今のかてての実施状況というのは話にならないという御認識はございますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 今のかててというのが、令和7年度の協議会仕立てのかててというところでいきますと、その立てつけについては、我々は、町長も含めたところで、どういうふうにして運営していくのかというのを決めさせていただきましたので、その方向で私は進めていこうというふうに決断はしたところではございます。これまでのかてての、じゃ運営についてなんですが、一部領収書がないとかそういうところがあれば、それは、本来はあるべきかなというふうに感じているところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 先ほどお尋ねした収入・支出伝票は後からおつくりになったと、300種類ぐらい。それは令和6年分ですね。令和5年分以前については、全くそれはついていないんですけど、それ

はなぜですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 令和5年の分は、特に、なぜなのは、ちょっと私が分からぬところでござりますけれど、ほかのやり方に整理をされていたというところで提出をされたというところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 証人は6年分の入出金に関してのみ責任を負っていたということでしょうか。5年、4年、5年以前は別の方が責任を持ってその処理をおまとめになったということですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 5年以前の処理については、すみません、詳細が分からぬところで、私はございましたので、当時の係長であったり、課長にしていただいたというところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 となると、6年分に日付もない印鑑だけの伝票をつけようというのは、証人の御発想ということで、当然、上の決裁を仰いでということで、もう一回、ちょっとよろしいですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 上に相談をして、課の全体で決めさせていただいて、こういうふうにしようというところで動きました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 通帳の件で再質問させていただきます。

通帳で売上げ等管理をしているという証言でございましたけども、公務員個人の名義の口座で完結していたという認識でよろしいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 完結していたというのは、どういう認識になりますかね。

○白根美穂副委員長 全てを管理、そこで終わらせていたということです。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 年度ごとに、次年度に使う繰越しのお話、ちょっと最初のほうにさせていただいておりましたけれども、そういうのが出ておりますので、年度単位で、繰越金を除いた額は、一般会計のほうに雑入で入れていたというのがこれまでの流れだったのかなというふうに認識しております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その繰り越した後の残金なんんですけど、その残金の内訳はどうなっていましたか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 繰り越した金額の残。

○白根美穂副委員長 残った、通帳に残った残で残った額の内訳です。

○棚町寿地域振興係長 例えば、10万とかですか。

○白根美穂副委員長 十何万とか、切りの悪い、釣銭で残しているとは思えないような額で、年度ごと、ばらばらな額で残っていたんですけど、その内訳というものは。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 すみません。今、その、あれなんですけど、私が認識しておりますのは、年度単位で次年度に10万円なら10万円、その金額が年度によってばらばらであったというのは聞いておりますけれども、何年度がじゃ幾らあったのか、ちょっと覚えておりませんが、その金額以外の部分については、雑入で一般会計のほうに入れるんだよということで引継ぎを受けながら、受けながらというか、受けてやっておりました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 雜入で入ってくる分は、手数料全てが入っていたということでしょうか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 手数料からその袋代とか、いろんな費用は差し引かれて、あと振込手数料とかですね、そういうものは差し引かれて、売上げの分が入っていたかなと思っております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 雜入で入れる際の金額はどなたが決められていたんですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 雜入で入れる際の金額は、次年度に幾ら残すのかというところのお話だと思うので、私はちょっと令和6年度、令和5年度から6年度にかけてどうやって決めたのかというところの詳細はまだちょっと分かりませんけれども、大体、その次の年度の最初の運営が回るような形で繰越しをしていたのではないかというふうに思っております。

○古賀世章委員長 ちょっと待ってください。どなたがそれを決めろというふうに言われたんですか。そこをちょっと確認したいんですが。

○棚町寿地域振興係長 どなたというのは、令和、そうですね、恐らく10万とか決まっているというか、年度によって違うんで、どうやって決めたのかというのは、すみません、繰越金の額は当時はいないので分からないところでございます。

○古賀世章委員長 それは、どなたに聞けば分かるんですかね。はい、どうぞ。

○棚町寿地域振興係長 当時の、恐らく係長であったり、課長あたり、また担当であれば、それは、この金額を残してというのは分かるんじゃないかなと思っております。

○古賀世章委員長 お名前はどなたですか。もし答えられるなら、お願ひをいたします。はい、どうぞ。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 年度によって、そこは本当にまちまちだとは思うんですけども、まず課長であれば、村田がここ最近はずっと長いかなと思っておりますし、係長でいくと、恐らく原口であったり。

村田がまた兼務している時期もあったかなと思ってはおりますけれども、はい。

○古賀世章委員長 分かりました。何かありますか。

ただ、金額が、すみません、金額がなんか毎年ばらばらでしょう。何でばらばらなんですかね。そこが、ちょっといまいち、私、理解ができなかつたんですけども、お答えできるならお願ひをいたします。はい、証人。

○棚町寿地域振興係長 申し訳ないですけど、詳細ちょっと分からぬところでございます。

○古賀世章委員長 じゃ、高橋議長。

○高橋直也議長 ちょっと関連して質問させてください。

今、証人の説明では、毎年、一般会計の歳入に雑入としてまとめて入れていたという証言があつたじゃないですか。これ、毎年、一般会計に入れているんですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 每年入れていると、私は認識しております。過去の分ですね、ずっと入れていると認識しております。

○古賀世章委員長 それは、今、確認できますか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 会計のあれを見れば分かるのではないかというふうに思うので。

○古賀世章委員長 あれっしゃ何でしょうか。

○棚町寿地域振興係長 会計の、一般会計のほうに雑入で入っているかどうかの決算とかですね、そういったもので確認が可能だと思います。

○高橋直也議長 委員長、いいですか。

○古賀世章委員長 はい、どうぞ。高橋議長。

○高橋直也議長 それは、こちらでも調べますからあれですけども、このさくら市場としての事業ですね、1年間通してどれだけの販売手数料が上がったとか、そういったのはきちんと地域振興課のほうで把握していると思うんですよ。分かりますか、1年間でどれだけの手数料が、地域振興課が直営で運営しているさくら市場に売上げが上がったと。それは誰が確認して、誰が決済して認めているんですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 令和6年度につきましては、7月以降の分に、私が、まず係長として見て、

村田のほうで見ていただいてというのが把握しております。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 では、それは1年間でさくら市場が、地域振興課が担当するさくら市場で、1年間幾ら売上げが上がったというのが分かるんですよね、きちんと。幾ら使ったというのも分かるんですね、経費が幾らで幾ら売上げが上がったというのが分かるんですよね。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 まず、分かります。

○高橋直也議長 はい、分かりました。

○棚町寿地域振興係長 白根委員さんから、以前、なんかそういう決算書みたいのが本来であれば、なんかあったほうが当然いいというふうなお話をいただいている、過年度分はなかったのがあるんですけど、令和6年度についてはそういう御指摘も受けておりましたので、しっかり整理させていただいたので、高橋さんの言っていたものについてあります。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 これ、町のインボイスの登録番号で、消費税まで1回、さくら市場のほうが請求かけているじゃないですか。インボイスの登録をしたのは、多分、もう何年も前だと思うんですけども、預かり消費税というのは、その中にきちんと、幾ら払わなくちゃいけないというのは、きちんと毎年毎年出しているんですか。

○古賀世章委員長 棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 出しておりません。

○高橋直也議長 なぜですか。

○古賀世章委員長 はい、どうぞ。

○棚町寿地域振興係長 これまで、このようなやり方でちょっとしてきていたところがありましたが、今年度も同じように、ただ処理をさせていただいたというところで、しなければならないというふうな認識が、すいません、私のほうにはちょっとございました。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 本来なら、預かっている消費税なので、国に納めなくてはいけないんですよね。その国に納めなくてはいけない税金はどこにあるんですか、今までの分の。例えば令和6年度の分の消費税、令和5年度分の消費税、令和4年度、インボイス登録して、消費税を請求して、もらってきた年度からの消費税はどこにあるんですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 請求書の中に、これを書いてありますので、この中に入っているので、町のこのかてての中にあるというふうな形でなかろうかと思われます。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 それは、かてての口座にあるんですか。それとも、もう町の雑入として上げているので、町の会計課に流れていっているということですか。結局、お金には色がついていないから分からぬじやないですか。それをどういう管理をしていたのかなと思って聞いているんですけども、答えてもらっていいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町係長。

○棚町寿地域振興係長 かてての中に入ったものにつきましては、最終的に、やはり大半が一般会計のほうに入っておりますので、一般会計の雑入のほうに流れているという形でございます。それがどれくらいかというところは、おっしゃるように、ちょっと色がついていないところで、明確な管理はしておりませんけれども、そういう流れになるのかなというふうに思っております。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 では、この消費税についての部分、最後の確認ですけども、本来、国に払わなくてはいけない預かり分の消費税は、かててを通して町の一般会計に入ってしまっているという確認でよろしいんですよね、もう。

○古賀世章委員長 よろしいですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 かてての、おっしゃるとおりかなとは思います。

ただ、それを確定申告とか、そういうものはどういうふうに処理しないといけないのかというのを正解は、ここでは、私はちょっと持ち合わせておりませんので、そういう今の現状でございます。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 あと、釣銭を金庫に4万円を基本に入れていると言われていて、全然確認をしていなかったと言いますけども、それ自体がちょっと信じられないんです。その金庫には釣銭の4万円だけではなくて、大刀洗マルシェかててで販売させてもらった販売代金も入るわけですよね、その金庫の中には。そこを確認させてもらってよろしいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 売上げについては、一時的にその金庫の中に入れて、会計課のほうで保存、その金庫ごと、金庫の中に入れて保存させていただいて、口座のほうに入れたりというのがござります。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 ということは、釣銭も税金ですので大事な公金ですよね。お客様の町民の皆様の大切な商品を売って、その売上金も預かっていたというのも、これも預かっていたということですので、住民の出品店の皆様の大事なお金じゃないですか。それを全然確認しなくてですね、お

金が合わなかったということはないんですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 令和6年度につきましては、金額が合っておりますので、確認をさせていただいております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○高橋直也議長 最後にいいですか。

○古賀世章委員長 はい、どうぞ、議長。

○高橋直也議長 話を聞いているとですね、何かさくら市場、事業は直営で会計だけが任意団体でやっているみたいに聞こえるんですけども、その辺をもうちょっときちんと説明してもらっていますか。よく分からんんですけど、言われていることが。インボイスまで取って請求して、もう町の事業としてやっているじゃないですか。でも、会計は、要するに個人の口座に入れて、会計を通していないと。任意団体みたいなやり方に聞こえるんですけども、私の中で整理がつかないんですけども、担当の係長としてきちんと説明をしてもらえないでしょうか。簡潔にお願いします。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 繰返しになってしまふんですけども、町のスタッフを一般会計のほうで雇用して運営しておりますけれども、そのお金の管理については、通帳を別段でやはりつくっておりまますので、その中で整理をさせていただいて、年度単位で一部を残した形で、一般会計のほうに入れ込んでいたというところになります。

○古賀世章委員長 議長、どうぞ。

○高橋直也議長 それを違法な会計処理と言うのではないですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。棚町証人。

○棚町寿地域振興係長 これを違法と言うのかどうかというのが、すみません、私のほうではここで判断できませんけれども、実際、事実としてはそういうふうにやっております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい、どうぞ。

○高橋直也議長 基本、公務員は法令遵守できちっと法に基づいて事業を行わなくてはいけないというのが私の認識なんんですけども、町のお金を会計課に入れないで処理するということ自体が、私はもう違法だと、私の中では認識しているんですけども、長年公務員をされて、今、担当課で係長としてこの大刀洗マルシェかててまできちっと管理されている係長職の意見として、最後、聞かせてください。これは法令遵守してきちんと行われていると思いますか。思いませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。慎重にお答えください。

○棚町寿地域振興係長 法の何に触れているのかというところが私の今の知識の中では十分に理解、

まだ説明ができないので、これが法に触れているかどうかというのは明確な回答ができないというところでございます。

○高橋直也議長 はい、いいです、もう。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○高橋直也議長 はい。

○古賀世章委員長 そのほか、どなたか御質問があれば、どうぞ。副委員長。

○白根美穂副委員長 令和7年度から協議会仕立てということでございますので、地方公務員法に当たることはなくなるのかなとは思うんですね、任意団体として、別枠で立てるということで。

でも、今、お伺いしていると、何が引っかかっているのか分からぬということでしたので、今まで以前のということで聞いていただければいいんですけども、一応、もう一度説明させていただきます。傍聴の方もいらっしゃいますので。

地方公務員法にこうあります。地方公務員が個人名義の通帳で業務を行うことは原則として禁止されています。業務に必要な資金は公務員が所属する自治体の口座から管理されるべきです。例外として、一部の経費については、個人名義の口座を利用できる場合もありますが、その際には、事前の承認や適切な管理が必要になります。なぜ、原則として禁止なのか。地方公務員法では、公務員が業務に関連する資金を個人名義の口座で管理することを禁止しています。これは、公務員の業務が公の利益のために行われるべきであり、私的な利益を追求する行為は禁止されるためです。例外的な利用については、一部の経費については、個人名義の口座を利用できる場合があります。例えば旅費や雑費など、比較的少額で個人名義の口座から支払うほうが効率的な場合です。

しかしながらです、適切に管理を、これをしなければならないということですので、前も申し上げましたとおり、適切ということは、責任を持って、どのようにそのお金が動いているのかを管理しなければならないということになっておりますので、ここをまた念頭に入れて、今後、仕事を行っていただきたいと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほか、どなたか。

それでは、ちょっと私から1件だけ、確認させてください。

先ほど、小口現金、釣銭についてという話が出たように思いますが、実は、私、個人的に小口現金を調査しているときに、大刀洗校区の校区センターでございますけれども、ここの釣銭の管理、これが、地域振興課がやられているということが判明しました。証人は、こういうことが地域振興課でされているということを御存じだったのか、あるいは、耳にされたことがあるかどうかをちょっと確認したいんですが、いかがですか。はい、どうぞ。

○棚町寿地域振興係長 すみません。校区センターのほうの業務は、ちょっと私のほうで携わって

はいなかつたので、あまり分からぬところでございます。

○古賀世章委員長 ああ、そうですか。校区センターの仕事はどうでもいいんですけど、釣銭、小口現金を地域振興課が管理されておるということを耳にされたことがあるかどうかの確認だけでございますので、もし、なければないということでお願いをいたします。

○棚町寿地域振興係長 すみません。私は、ちょっと詳細は分かりません。

○古賀世章委員長 どなたが校区センター等の管理をされているのかというのは分かりますか。はい、すみません。

○棚町寿地域振興係長 校区センターの管理になりますと、隣の係にあります協働推進係のほうがまた担当しておりますので、そちらの担当になるのかなと思っております。

○古賀世章委員長 もし、よかつたら協働推進係の係長さんのお名前でも伺えると助かりますけど、いかがですか。はい、どうぞ。

○棚町寿地域振興係長 協働推進の係長は吉田でございます。

○古賀世章委員長 吉田さんですか。はい、分かりました。ありがとうございました。

そのほか、どなたか。ないですか。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 ちょっと時間もだいぶ超過しましたけれども、以上で、棚町証人への証人尋問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。どうもありがとうございました。時間は3時10分から再開したいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

(午後2時57分休憩)

(午後3時12分再開)

○古賀世章委員長 それでは、再開をいたします。

まず、記録の提出要求についてでございます。事前に各委員から御意見をいただいておりますので、協議したいと思います。

この際、歳入について、一般財源だけではなく補助金を使っているようでございますので、地域振興、商工、観光に関する平成29年度以降の国、県などからの補助金等の要綱と実績報告書、以上の提出を求めたいと思います。本件について、御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 お諮りします。ただいま申し上げた記録につきまして、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、7月17日までに記録の提出を求めたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

2つ目が、経理や税務についてでございます。

次に、提出された書類につきまして、経理や税務処理がなされていない件についてでございます。さて提出の書類について税理に相談し意見を伺いたいと考えております。本件について御意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 お諮りします。ただいま申し上げた件につきまして、経理や税務について専門家に御意見をいただくことにつきまして、いかがでしょう。異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、そのように決定をいたしました。早急に専門家を探すことといたします。

次に、3点目でございます。

次回の出頭者に対する質問内容の追加についてでございます。

次回証人出頭を求めております地域振興課、村田まみさんについて、5月の時点では、大刀洗マルシェかて（旧名称さくら市場）に関する公金の支出についてが証言を求める事項となっていましたが、事務処理において、ほかにも公金の支出について疑義が生じておりますので、証言を求める事項に地域振興課が関連する入出金について、これを追加したいというふうに考えます。本件について御意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 それでは、お諮りします。ただいま申し上げました件について証言を求める事項の追加をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

最後、4点目でございますが、本委員会と地域住民との意見交換会についてでございます。

本委員会の調査のために住民からの御意見を伺いたいので、意見交換会を開催したいと思いますが、この件につきまして御意見がございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 それでは、日程についてでございますが、8月24日日曜日午前10時に予定をしたいと思います。そのときには、法的助言者の同席もお願いしたいと思いますが、これに御異議

ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

そのほかで何かございませんでしょうか。

(なし)

○古賀世章委員長 それでは、ないようですので、以上で、本日の調査特別委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後3時17分閉会)